

# 長時間労働削減推進本部

## 【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、平成27年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣  
本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）  
事務局長 労働基準局長

## 働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に  
働き方改革推進本部を設置

## 岩手労働局働き方改革推進本部（平成27年1月8日設置）

本部長：岩手労働局長、副本部長：労働基準部長、本部員：総務部長、職業安定部長、雇用均等室長等

### 主な取組

- ① 労働局長、労働基準部長による地域のリーディングカンパニー等の企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）